

# (別紙)通所介護サービス 料金表

令和5年4月より適用  
東電さわやかデイサービス美浜

## 通常規模型通所介護費

地域区分別1単位の単価(3級地):10.68円

	基本サービス内容	介護度	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)		
				(10割)	1割	2割	3割
□	1利用当たり サービス提供時間 8時間以上 9時間未満	要介護1	666単位	7,112円	712円	1,423円	2,134円
		要介護2	787単位	8,405円	841円	1,681円	2,522円
		要介護3	911単位	9,729円	973円	1,946円	2,919円
		要介護4	1,036単位	11,064円	1,107円	2,213円	3,320円
		要介護5	1,162単位	12,410円	1,241円	2,482円	3,723円
□	1利用当たり サービス提供時間 7時間以上 8時間未満	要介護1	655単位	6,995円	700円	1,399円	2,099円
		要介護2	773単位	8,255円	826円	1,651円	2,477円
		要介護3	896単位	9,569円	957円	1,914円	2,871円
		要介護4	1,018単位	10,872円	1,088円	2,175円	3,262円
		要介護5	1,142単位	12,196円	1,220円	2,440円	3,659円
□	1利用当たり サービス提供時間 6時間以上 7時間未満	要介護1	581単位	6,205円	621円	1,241円	1,862円
		要介護2	686単位	7,326円	733円	1,466円	2,198円
		要介護3	792単位	8,458円	846円	1,692円	2,538円
		要介護4	897単位	9,579円	958円	1,916円	2,874円
		要介護5	1,003単位	10,712円	1,072円	2,143円	3,214円
□	1利用当たり サービス提供時間 5時間以上 6時間未満	要介護1	567単位	6,055円	606円	1,211円	1,817円
		要介護2	670単位	7,155円	716円	1,431円	2,147円
		要介護3	773単位	8,255円	826円	1,651円	2,477円
		要介護4	876単位	9,355円	936円	1,871円	2,807円
		要介護5	979単位	10,455円	1,046円	2,091円	3,137円
□	1利用当たり サービス提供時間 4時間以上 5時間未満	要介護1	386単位	4,122円	413円	825円	1,237円
		要介護2	442単位	4,720円	472円	944円	1,416円
		要介護3	500単位	5,340円	534円	1,068円	1,602円
		要介護4	557単位	5,948円	595円	1,190円	1,785円
		要介護5	614単位	6,557円	656円	1,312円	1,968円
□	1利用当たり サービス提供時間 3時間以上 4時間未満	要介護1	368単位	3,930円	393円	786円	1,179円
		要介護2	421単位	4,496円	450円	900円	1,349円
		要介護3	477単位	5,094円	510円	1,019円	1,529円
		要介護4	530単位	5,660円	566円	1,132円	1,698円
		要介護5	585単位	6,247円	625円	1,250円	1,875円

※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合 +3/100

※ 2時間以上3時間未満の場合…4時間以上5時間未満の単数の 70/100

※ 8時間以上9時間未満の前後に日常生活上の世話を行う場合…1時間ごと+50単位。最大14時間まで

※ 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合…70/100

	1利用当たり<加算・減算>	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)				
			(10割)	1割	2割	3割		
<input checked="" type="checkbox"/>	入浴介助加算	I	40単位/日	427円	43円	86円	129円	
<input type="checkbox"/>		II	55単位/日	587円	59円	118円	177円	
<input type="checkbox"/>	中重度者ケア体制加算		45単位/日	480円	48円	96円	144円	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算		200単位/月	2,136円	214円	428円	641円	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (II:個別機能訓練加算を取得している場合)	I	100単位/月	1,068円	107円	214円	321円	
<input type="checkbox"/>		II	200単位/月	2,136円	214円	428円	641円	
<input type="checkbox"/>			100単位/月	1,068円	107円	214円	321円	
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	Iイ	56単位/日	598円	60円	120円	180円	
<input type="checkbox"/>		Iロ	85単位/日	907円	91円	182円	273円	
<input type="checkbox"/>		II	20単位/日	213円	22円	43円	64円	
<input type="checkbox"/>	ADL維持等加算	I	30単位/月	320円	32円	64円	96円	
<input type="checkbox"/>		II	60単位/月	640円	64円	128円	192円	
<input type="checkbox"/>	認知症加算		60単位/日	640円	64円	128円	192円	
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算		60単位/日	640円	64円	128円	192円	
<input type="checkbox"/>	栄養アセスメント加算		50単位/月	534円	54円	107円	161円	
<input type="checkbox"/>	栄養改善加算		200単位/回	2,136円	214円	428円	641円	
<input type="checkbox"/>	口腔・栄養 スクリーニング加算	I	20単位/回	213円	22円	43円	64円	
<input type="checkbox"/>		II	5単位/回	53円	6円	11円	16円	
<input type="checkbox"/>	口腔機能向上加算	I	150単位/回	1,602円	161円	321円	481円	
<input type="checkbox"/>		II	160単位/回	1,708円	171円	342円	513円	
<input checked="" type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算		40単位/月	427円	43円	86円	129円	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制 強化加算	I	22単位/回	234円	24円	47円	71円	
<input checked="" type="checkbox"/>		II	18単位/回	192円	20円	39円	58円	
<input type="checkbox"/>		III	6単位/回	64円	7円	13円	20円	
<input type="checkbox"/>	同一建物減算	事業所と同一敷地に居住する建物の場合 又は同一建物から利用する場合					-94単位/日	
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎減算(片道につき)						-47単位	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算(I)						5.9%増/月	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月につき (利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					1.2%増/月	
<input type="checkbox"/>	介護職員等ベースアップ等支援加算						1.1%増/月	

※処遇改善加算・ベースアップ加算:介護職員全般の処遇改善のために設定されたもの

特定処遇改善加算:技能・経験を持ったリーダー級の職員の処遇改善のために設定されたもの

\*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用総額より介護保険給付額を差し引いた金額がお客さま負担となります(「公費が適用されているご利用者様」及び「介護保険料の滞納等があるご利用者様」は、この限りではありません)。

\*食事代 1食あたり 750円

\*食事代キャンセル料 750円

\*その他の料金 上記の他、おむつ代、レクリエーション等にかかる使用料は自己負担となります。

\*金額は、介護保険の端数処理の関係で、実際の料金と若干の誤差が生じる事があります。

毎月、介護支援専門員から提供される利用票等をご確認下さい。

※区分支給限度基準額の計算について

- ・同一建物減算が対象となる場合は、減算前の単位数を用います。
- ・大規模型通所介護費の場合は、通常規模型通所介護費の単位数を用います。
- ・サービス提供体制強化加算は、算定対象からは除外されます。
- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算  
および介護職員等ベースアップ等支援加算は、算定対象からは除外されます。